

## 表彰規程

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という）における表彰に関する必要な事項を定める。

### （対象）

第2条 表彰は、本会の発展と理学療法の発展に寄与した会員等について行う。

### （表彰の種類）

第3条 本会において行われる表彰は次のものである。

- （1）群馬県理学療法士協会功労賞（以下「功労賞」という）
- （2）感謝状

### （功労賞）

第4条 会員が次のいずれかに該当するときは、その者に対して表彰する。

- （1）会員在籍年数が、30 年以上の者
- （2）会の役員として、10 年以上関わった者
- （3）内外を問わず、本会の名誉を高める業績があった者

2 対象者を表彰委員会で選出・推薦し、理事会において決定する。

### （感謝状）

第5条 感謝状は、次のいずれかに該当する者に対して表彰する。

- （1）本会に対し、広告協賛で協力している者
- （2）本会の事業に、多大な貢献をした者

2 対象者を表彰委員会で選出・推薦し、理事会において決定する。

### （表彰の方法）

第6条 表彰は、次の方法で行う。

- （1）表彰状又は感謝状
- （2）記念品の授与

### （表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として記念式典時に行う。理事会が認めた場合はこの限りではない。

(改正)

第8条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則

1. この規程は、令和元年8月26日から施行する。

## 県知事表彰推薦要領

### （目的）

第1条 一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という）会員及び退会者で、会の発展ならびに理学療法に多大な尽力をした者を、外部表彰対象者として本会で推薦する。

### （推薦基準）

第2条 次のいずれにも該当する者に対して推薦する。

- （1） 本会に長年在籍し、会の発展及び理学療法の発展に多大な業績を残した者
- （2） 年齢は 50 歳以上とする

### （選考方法）

第3条 対象者を表彰委員会で選出・推薦し、理事会において決定する。

### （選考上の留意点）

第4条 選考にあたり、以下の事項に留意する。

- （1） 推薦基準に基づき、公平かつ慎重に選考する
- （2） 現職者に限らず選考する
- （3） 選考する場合は、県の規定に基づき、業績の内容や程度を把握する

### （表彰手続き）

第5条 表彰手続きは、以下の内容で実施する。

- （1） 表彰委員会は、対象者を選出し、必要な書類を整え、理事会に提出する
- （2） 理事会は、推薦基準に則り、推薦者を確定し、表彰委員会に連絡する
- （3） 表彰委員会は、必要な書類を整え、県の担当者に提出する

### （推薦の時期）

第6条 推薦の時期は、以下の通りとする。

- （1） 本会の記念事業があるとき
- （2） その他、随時対象者がいると思われるとき

### （改正）

第7条 この要領の改正は理事会にて行う。

付則

1. この要領は、令和元年 8 月 26 日から施行する。